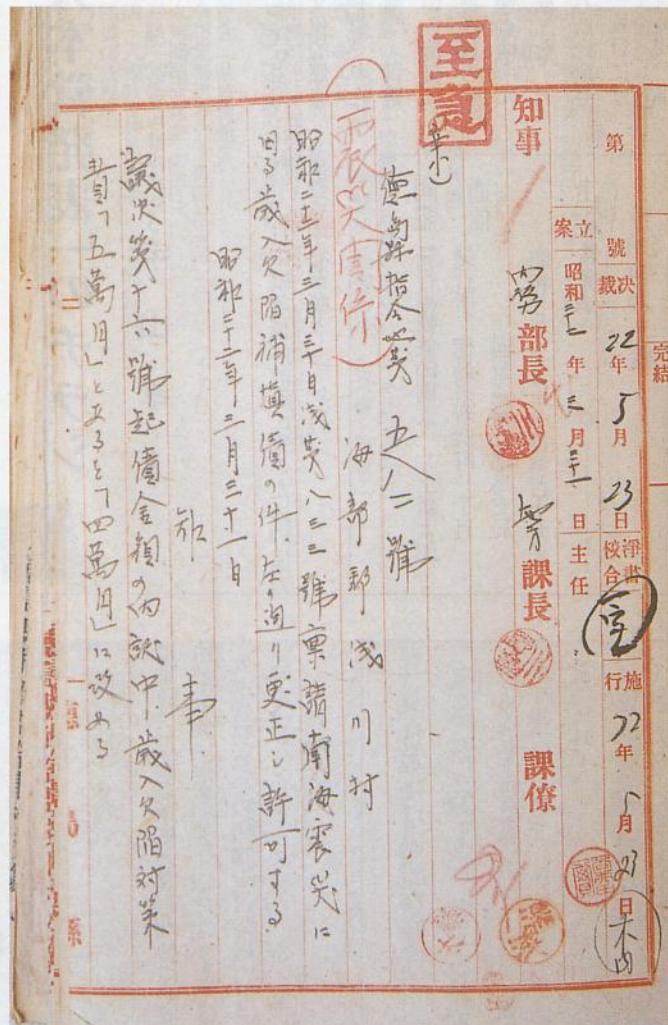


# 文書館だより

第19号

徳島県立文書館



## 浅川村への南海地震による

## 歳入欠陥補填起債許可書

昭和21(1946)年12月21日に起きた南海地震による災害復旧のため、各市町村は起債許可申請を国や県に対して行つた。死者75名をはじめとして甚大な被害を蒙った浅川村は、大規模な震災復旧事業が必要なため、村議会で総額1,709,000円の起債を議決した。写真は、その内の歳入欠陥補填債を決定した公文書であり、県は5万円を4万円に改め、許可している。なお、この資料の公開は来年4月の予定である。

「昭和二十一年度起債許可書 地方課」  
(資料番号K200200321) 所収

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 発見!! 「大本営発表」のチラシ         | 2 |
| 公文書を読む—徳島市米津干拓事業の公文書—    | 3 |
| 公文書保存システム                | 4 |
| 公文書の整理とコンピュータ入力          | 6 |
| 公文書の公開・非公開の審査について        | 6 |
| 文書館のあゆみ(平成14年1月～6月)      | 7 |
| 江戸時代における手紙の効用            | 7 |
| 古文書講座(中級)・歴史講座・歴史講演会のご案内 | 8 |
| 文書館の利用案内                 | 8 |

第24回企画展  
「豪商 志摩利右衛門とその時代」  
平成14年8月6日～10月27日  
理財の才に富み、大藍商となつた志摩利右衛門は、藩債整理の献策をするなど幕末維新期の藩財政に深く関与するとともに勤王の志士を支援するなど活躍した。本展示では、当館保管の志摩利右衛門に関する史料を中心に幕末から明治にかけての社会の動きの一端を紹介していきたい。

## 第25回企画展

### 「近世社会を創出した文書 檢地帳」

平成14年10月29日～15年2月2日  
豊臣秀吉が全国的に実施した検地により、土地の生産高や村高・知行高が米で表示される石高制が成立し、近世社会が創出された。そこで、当館に保管されている天正・慶長検地帳や新聞検地帳、その他検地に関する文書をとおして、検地帳が果たした役割について考えていく。

歴史講演会「近世村落の田畠と里山」  
講師 水本邦彦氏(京都府立大学教授)

とき：平成14年11月10日(日)

午後二時～四時

ところ：二十一世紀館イベントホール

## 第25回資料紹介展 「歴史の宝箱パート2」

文書館・公文書館の役割

平成15年2月4日～4月27日

公文書も古文書も、世界に一つしかない唯一のものである。文書館は、これらを収集・保存・整理し、閲覧という形で提供している。文書館・文書館の仕事の内容・流れおよびその役割がよく分かる展示にしていきたい。



# 発見!! 「大本営発表」のチラシ

宇山孝人

映画やドラマで耳にした「大本営発表」のチラシを、本年三月に歴史的文化的価値を有する資料として文書館に移管された

「昭和二十年度起債許可書 総務課」(資料番号K-2002-00四七四)という簿冊に挟まれていた中から、当館文化推進員の阿部萬里子氏が公開に向けての整理点検中に見つけた。縦一〇・五センチ、横二七・五センチの黄ばんだ紙に青色で謄写版印刷されたものである。五枚あり、一枚目には「大本営発表」と朱印が押されている。同盟通信社徳島支局の井上新太郎が昭和二十年三月十七日に印刷・発行したものである。同盟通信社は、第二次世界大戦の戦前・戦中期に活動した日本のニュース通信

▲大本営発表の朱印が押されたチラシ

同盟 発行編輯兼印刷人 井上新太郎  
通信 発行所 徳島市新蔵町二丁目

同盟通信社徳島支局  
昭和廿年三月十七日第百十九号

大本営発表

B29約六十機

神戸市街を無差別爆撃

大本営発表(昭和廿年三月十七日十六時)  
本三月十七日一時卅分頃より約一時間  
に亘りB29約六十機 神戸地区に来襲  
市街地に対し主として焼夷弾による  
無差別爆撃を実施せり 右爆撃  
により市街地に相当の火災を発生せる  
も其の火勢は十時頃迄に概ね制圧せ  
られたり

我空地制空部隊は果敢にこれを  
邀撃し其の甘機を撃墜他の殆  
ど全機に損害を与へたり

昭和二十年三月九日から十日にかけ、B  
29約三十機が東京に飛来し、無差別夜間  
爆撃を行つた。いわゆる東京大空襲であり、  
二二万戸焼失、死傷者十二万人、罹災者  
〇〇余万人という。三月十三日に名古屋、

社で、日中戦争後は政府・軍のための協力活動を中心業務としていた。

翌十四日に大阪、十七日には神戸が空襲された。一枚目の「B29約六十機神戸市街を無差別爆撃」の記事は、この神戸空襲を伝えるものである。文末の「我空地制空部隊は果敢にこれを邀撃し其の甘機を撃墜他の殆ど全機に損害を与へたり」の下りは、「大本営発表」の実物を目の当たりにして当時を伝える現実を考えたとき、実に鳥肌立つものがある。

## 日本には過酷な條件を

(リスボン十六日發同盟) 米誌リーダース・ダイジェストはヘラルド・トリビューン紙極東特派員フライシャーおよびタイムス紙極東特派員トリシェスなどに「日本をどうするか」といふ議題で十五日夜ラジオ討論会を開いたがその意見を要約すれば次の通り

ドイツに対する最大限度の條件は日本にとって最小限度の條件でなければならない。第一の條件ははもちろん無條件降伏だが他の主要な條件は

(一)日本軍国主義の破壊と完全武装解除  
(二)軍需工業の撲滅ないし統制  
(三)日本の軍事占領

(二)日本における国家主義の一掃などであ

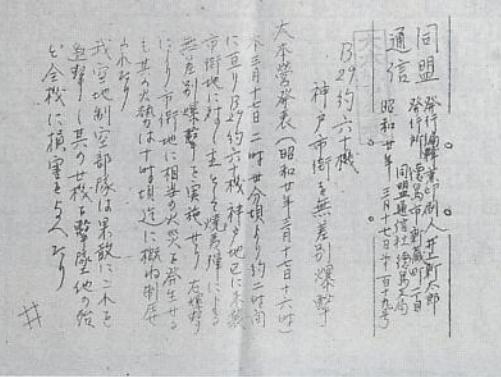
また日本の帝国領を剥奪して太平洋地域會議を設置する。日本は陸海軍を有することを許されず僅かに保安組織のみ許される

この「日本には過酷な條件を」というチラシも、一九四五(昭和二〇)年三月十七日に印刷・発行されたものと思われる。こ

のチラシ中の「無条件降伏」は、一九四三年(昭和十八)年十一月のカイロ宣言以降、連合軍の既定方針であるが、(1)日本軍国主義の破壊と完全武装解除、(2)軍需工業の撲滅、(3)日本の軍事占領、(4)国家主義の一掃などが同盟通信用リスボン特派員の情報からチラシが作られ、少なくとも県庁職員段階において知られていたということは注目される。

以上の二つ以外に、「米第六師團長戰死」、「B29阪神方面へ侵入 中部軍発表(昭和廿年三月十七日六時)」「硫黄島の米海兵隊損害」のチラシがある。

この「大本営発表」のチラシが挟まれた簿冊には、(1)授産場費起債申請書、(2)防空施設費起債申請書など、興味深いものが多くある。(1)は出征軍人軍属の遺家族を対象とした徳島市の「授産事業」が、日中戦争、さらには太平洋戦争へと戦局が展開するに及び、「決戦非常措置要綱ニ依リ国民皆勤ノ施策」の実現に寄与するため、佐古に「国民勤労作業所」を設置しようといふものである。(2)は日米決戦の機に臨み、城山・眉山に横穴式防空壕三か所(高さ・幅二メートル、総延長五〇〇メートル、総収容人員一五〇〇人)、そして一か所に二・六メートル、幅二・四メートル、長さ七・六メートルを徳島市内一五〇か所に造ろうと計画したものである。



▲大本営発表の朱印が押されたチラシ

昭和二十年三月九日から十日にかけ、B  
29約三十機が東京に飛来し、無差別夜間  
爆撃を行つた。いわゆる東京大空襲であり、  
二二万戸焼失、死傷者十二万人、罹災者  
〇〇余万人という。三月十三日に名古屋、

この「日本には過酷な條件を」というチラシも、一九四五(昭和二〇)年三月十七日に印刷・発行されたものと思われる。こ

# 公文書

徳島県公文書

徳島県文書

5年  
廃棄  
文書  
なら

## 情報公開条例の全面改正(H13.10.1)

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 1 県民の知る権利          | (情条1条)  |
| 2 県政の説明責任          | (情条1条)  |
| 3 公文書の公開請求権        | (情条1条)  |
| 4 公文書の原則公開         | (情条3条)  |
| 5 県民参加による公正で開かれた県政 | (情条1条)  |
| 6 実施機関の拡大          | (情条2条)  |
| 7 公文書の定義の拡大        | (情条2条)  |
| 8 公文書の適正管理         | (情条32条) |

情報公開条例第2条に規定する「実施機関」における公文書管理事務の総括者(公則4条)

保存期間の延長----- (公則8条)  
 保存期間の協議----- (文程30条2項)  
 廃棄の特例----- (公則10条)

### 目録の送付 ①の作業

保存期間5年以上の文書は、廃棄する前に文書館に廃棄文書目録を送付----- (文程30条4項)

### 選別協議 ②の文書が来れば

文書館の協議に応じなければならない----- (文程30条5項)

### 公開の指示 非公開 ②選別協議時 ⑤の作業や 見直し作業中に

閲覧(公開・非公開)の可否を協議及び指示(情条8・9・10条に準拠)

### \*総務課長

↑ 保存期間5年以上の文書の引継(文程28条)  
 協議して主務課で保存可 (文程28条)  
 • 主務課長  
 • 出先機関の長

### \*教育委員会教育総務課長

↑ 文書の引継及び主務課保存(教委文程27条)  
 • 教育委員会の各課長  
 • 教育機関の長

### \*議会事務局

### \*選挙管理委員会

### \*人事委員会

### \*監査委員

### \*公安委員会

### \*警察本部長

### \*地方労働委員会

### \*収用委員会

### \*徳島海区漁業調整委員会

### \*内水面漁業管理委員会

### \*企業局(公営企業)

<文書館への引渡規定は一部未制定>

↓  
 文書館に引き渡すものを除き廃棄  
 (公則9条,文程30条7項)

保存期間 30

(\*永)

① 廃棄文書目録の送付

② 文書館資料として保存

③ 引渡の申し入れ(保存)

④ 選別された文書の引渡

⑤ 公開・非公開の協議

作成又は取得



公文書は  
30年後に  
閲覧が始まるんだね

文書館に行くと  
必要な公文書が  
すぐ見つかりました!



戦後の徳島の歴史を勉強している  
文書の実物が保存されていて  
当時の背景までわかり、  
たいへん参考になりました。

# 保存システム

H13.10.1より施行

管理規則の制定施行(H13.10.1)

規程の全面改正(H13.10.1)

以上の保存文書を  
しようとするときは、まず、  
館に目録を送らなければ  
ないと決められています。

年、10年、5年(公則6条)が経過

年保存はなくなりました)

(文程30条4項)

保存する文書の選別協議(文程30条5項)

(綱5条)

(文程30条6項)

及び指示(内規3条)

した年度の翌年度から30年経過

閲覧開始

(利程6条)

簿冊名だけでなく  
文書件名も入力され  
きちんと整理保存  
しています。

個人情報の箇所や法令上  
公開できない文書などには  
『袋掛け』して利用制限を  
確実にしています。



文

書

館

&lt;省略表記&gt;

- ・徳島県情報公開条例 ----- (情條)
- ・徳島県公文書管理規則 ----- (公則)
- ・徳島県文書規程 ----- (文程)
- ・文書館資料の収集及び保存に関する要綱 ----- (保綱)
- ・文書館利用規程 ----- (利程)
- ・文書館利用要領 ----- (利領)
- ・公文書の閲覧システムに関する事務取扱内規 ----- (内規)

**収 集 ①~③の作業**

- 1 目録の中から「歴史的文化的価値を有する文書」を選別 ----- (収集基準:保綱3条)
- 2 各課との選別協議 ----- (保綱4条)
- 3 各課への引渡しの申し入れ ----- (保綱5条, 文程30条5項)

**整 理 ④以降の作業**

- 1 煙蒸
- 2 書架への整理収納 ----- (保綱6条)
- 3 簿冊中の文書件名の入力 ----- (保綱6条)
- 4 非公開文書の主務課長との協議 ----- (内規3条)
- 5 利用制限文書の審査と「袋掛け」 ----- (内規4条)
- 6 非公開文書簿に記録 ----- (内規4条3項)
- 7 保存のための補修・複製 ----- (保綱6条)

**閲 覧**

- 1 資料の閲覧 ----- (利程2条)
- 2 資料の複写の承認 ----- (利程3条)
- 3 出版物等への掲載許可 ----- (利程4条)
- 4 利用に供しない資料 ----- (利程6条)
- 5 利用に供しない理由 ----- (利領6条)
- 6 利用に供しない資料の特別閲覧 ----- (利領7条)

**見直し 隨時・10年毎**

- 1 組織変更に伴う主務課の変更入力
- 2 非公開とした文書の見直し ----- (内規3条3項3号)

平成13年10月1日に徳島県情報公開条例が全面改正されました。同時に、徳島県公文書管理規則が制定施行され、徳島県文書規程も全面改正されました。

また、平成14年7月29日には徳島県個人情報保護条例も制定され、公文書の公開と保存は、「県民参加による公正で開かれた県政を推進」(情條1条)するため、ますます重要となっています。

ここでは、徳島県における公文書の保存と利用の流れを図解してみました。

文書館利用や日頃の文書管理業務の参考としてください。

手塚喜久雄(副館長兼公文書係長)





▲公文書の簿冊から取り外された  
ゼムピンやホツチキスの針の山

## 公文書の整理とコンピュータ入力

阿部萬里子・岡田亜希子

保存期限を過ぎた公文書は、歴史的文化的価値を有するものとして選別され、徳島県立文書館に収集され、記録遺産として保存されます。

文書館は、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、三〇年を経過した公文書を閲覧に供することで、情報公開を推進し、それらの公文書を県民とともに共有活用していく施設です。

文書館では、収集した公文書の害虫を駆除し、使用されているホツチキスの針類・クリップ等を取り除き、傷んでいる箇所を補修したりします。また、保存文書の検索をしやすいように目録作成のためのコンピュータ入力作業を行います。

これらの作業でやっかいなことは、古い簿冊が多く、保存状態が悪いことです。酸性紙でボロボロの傷みのひどいもの、用紙が粗悪なもの、鋸ついたホツチキスだけのものなど、補修に困難をきたしています。



▲公文書の整理とコンピュータ入力  
旧カナ遣い・旧漢字、さらに  
は現在では  
使用されて  
いない難解  
な熟語など、解釈し  
づらいもの  
が多々あり  
ます。また、

簿冊や文書ごとの件名（タイトル）を入力していきますが、一冊に三百件以上の文書が

あるものや課の統廃合で課名変遷の多いものもあり、入力に手間取つたりしています。

さて、最近収集保存されたもので興味深い公文書があります。米国との本土決戦用に防空壕を造る起債申請、焼け野原になつた徳島大空襲、伝染病の蔓延に対応して予防に奔走、大惨事となつた台風や南海大地震の災害の様子、戦後教育の実態などを記録したものです。

当時の混迷ぶりやGHQ管轄下の日本教育の様子が生きしく伝わってきます。

復興への苦難の道を乗り越えて来た貴重な記録が公文書の中に残されているのです。

町村から県への申請書類に、不祝儀ののし紙の裏面を使ったものもあり、往時の物資不足を伺うことができます。

公文書の整理作業の中で、簿冊の間に挟まつた端切れの文書や用紙の裏面から予期せぬ「大発見」をする楽しみもあり、興味がつき

もう一つは、コンピュータ入力作業において、文字が判読できないほど不鮮明なもの、

て、文字が判読できないほど不鮮明なもの、意

確信めたものを感じるこのごろです。

そのためにも、公文書を大切に保存し、意義あるものとして後世に残していくと考えています。

ません。

公文書の歴史的文化的資料をひとくじにより、よりよい未来への道を開けてくると

確信めたものを感じるこのごろです。

最後に、県民の皆様方へ、より多くの公文書情報を提供できますよう、公文書の整理に努めて参ります。

徳島県立文書館へお気軽にお越しください。

お待ちいたします。

(文化推進員)

## 公文書の公開・非公開の審査について

別表 閲覧制限に関する基準

文書館では、閲覧制限に関する基準（別表参照）を定め、非公開文書の審査会を開き、この基準に則して各文書の公開・非公開（閲覧の是非）を審議しています。審査会は、館長が開催し、正規職員をもつて構成し、その

過半数以上の意見で決定するようになっています。審査の結果、利用制限をすべき文書部分があれば、「袋掛け」をし、理由等を記録して、非公開文書として整理保存し、閲覧に備えています。

| 区分   | 項目   | 内容   |
|--|--|--|
| 1<br>閲覧に供することにより特定人に不当な利益又は損害を与えるおそれのある公文書 | 1<br>個人の氏名・生年月日・性別・住所・出身地・家族等を含む個人の基本的属性に関する情報を記録するもの<br>2<br>個人の職歴・病歴・収入・資産・思想・信条・心身の状況等に関する情報を記録するもの<br>3<br>その他の個人の私生活上のプライバシーに関する情報を記録するもの<br>4<br>職員の任用・給与・勤務条件・服務などに関するもの<br>5<br>法人等及び個人事業主が円滑な事業活動を営む上で重大な阻害要因となるおそれのある情報を記録するもの | 1<br>戸籍（除籍）<br>2<br>謄抄本                                |
| 2<br>閲覧に供することにより、公共の安全及び利益を損なうおそれのある公文書    | 1<br>秘密文書とされているもので閲覧に供することにより県及び県関係機関の行政運営に著しい支障を生ずるおそれのあるもの<br>2<br>県と国等との信頼関係を著しく損ない、県の行政運営に著しい支障を生じるおそれのあるもの  | 1<br>法令上の秘密とされる情報（個人情報を除く）を記録するもの<br>2<br>秘密文書とされていたもの |
| 3<br>整理中・補修中のもの<br>その他の公文書                 | 3<br>整理中のもの<br>補修中のもの<br>損傷のはげしいもの   |  |

## 各種講座・講演会のご案内

### 古文書講座(中級)

募集は、古文書講座(初級)修了者及びある程度古文書が読める方を対象とします。講師は原則として外部講師に来ていただき、県下のさまざまな古文書を教材として学習していただきます。

◇講座定員 二十五名程度

◇申込締切 9月10日

◇講座日程 9/21・28、10/5・12・19

の毎週土曜日全五回。

午後二時から午後四時まで。

### 歴史講座

古代から近・現代にいたる徳島の歴史に関する講義を聴き、徳島の歴史への理解を深めていただけます。

◇講座定員 七十名程度

◇申込締切 10月10日

◇講座日程・講師・テーマ

※すべて無料です。詳しく述べは徳島県立文書館古文書係まで御連絡ください。

### 歴史講演会

文書館では、企画展あるいは資料紹介展に関係する歴史講演会を開催しています。今年は、企画展「近世社会を創出した文書帳」に合わせて、次の歴史講演会を行います。

◇演題「近世村落の田畠と里山」  
◇講師 京都府立大学 水本邦彦 教授  
◇期日 平成十四年十一月十日(日)

午後二時より午後四時まで

◇場所 二十一世紀館イベントホール  
◇定員 三百名程度(先着順)

### [応募要領]

古文書講座(中級)・歴史講座の受講を希望される方は、往復ハガキに①郵便番号②住所③氏名④電話番号と、返信用に、ご自分

の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選させていただきます。

### ●利用方法

○閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。

○資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。

○複写サービスは実費をいただきます。  
○資料の館外貸し出しは行いません。

### ●交通のご案内

JR徳島駅から

徳島市営バス・徳島バス利用(約一千五分)  
JR牟岐線文化の森駅下車徒歩約三十五分

## 文書館の利用案内



◇ホームページアドレス ◆ <http://www.archiv.comet.go.jp> (徳島県立文書館)